

# アスベスト全面禁止

労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年9月1日から施行されます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されます。

ただし、裏面の表の物については、国民の安全上の観点等から実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止が猶予されます。



## 石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

### ●蛇紋石系石綿

クリンタイル(白石綿)

### ●角せん石系石綿

クロシドライト(青石綿)

アモサイト(茶石綿)

アンソフィライト

トレモライト

アクチノライト

## ○労働安全衛生法(抄)

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

## ○労働安全衛生法施行令(抄)

(製造等が禁止される有害物)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇.一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された在庫品についても使用等が禁止されますが、同日において現に使用されている物については、同日以後引き続き使用されている\*間は、法第55条の規定は適用しません。

\*「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、法第55条の規定は適用しません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 製造等禁止が当分の間猶予される製品（ポジティブリスト）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシート ガスケット	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの</p> <p>ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
2	うず巻き形 ガスケット	<p>国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</p>
3	メタルジャケット形 ガスケット	<p>国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの</p>
4	グランドパッキン	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
5	断熱材	<p>国内において製造されるミサイルに使用されるもの</p>
6	原材料	<p>1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの</p>